

支払いに関する覚書（案）

山梨県教育委員会教育長（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）との間において令和8年4月1日に締結した「自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託契約書」（以下、「原契約書」という。）第2条第2項に定める覚書を、甲、乙及び_____（PPA業者）_____（以下「丙」という。）の三者の間において、次のとおり締結する。

- 1 原契約書第2条第2項に定める設備に係る業務委託料は次のとおりとし、丙が乙に支払うものとする。

（太陽電池発電所割引後月額手数料）

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

円（消費税を除く）

（その他諸手数料）

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

円（消費税を除く）

- 2 甲が丙を変更する場合は、甲は乙に通知するものとし、本覚書は失効するものとする。
- 3 本覚書の有効期間は、本覚書締結の日から原契約書の有効期間満了までとする。
- 4 本覚書に定めのない事項については、甲、乙、丙は誠意をもって協議するものとする。

以上の証として本覚書を3通作成し、甲、乙、丙が各1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

（委託者）甲 住所 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
氏名 山梨県教育委員会
教育長 _____

（受託者）乙 住所
氏名

（PPA業者）丙 住所
氏名